年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 88 件

国民年金関係 39 件

厚生年金関係 49 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 88 件

国民年金関係 34 件

厚生年金関係 54 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年1月から 47 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年3月まで

私の国民年金は、夫が、加入手続を行って国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 45 年1月から 47 年3月までの期間については、 申立人の国民年金手帳の記号番号は 47 年4月ごろに払い出されており、そ の時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度及び過年度納付することが 可能な期間である上、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、申 立期間を含めて保険料を完納している。また、申立人は、申立期間を除き、 60 歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは 見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年1月から同年 12 月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、上記手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 45 年1月から 47 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から同年8月までの期間及び49年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から同年8月まで

② 昭和49年1月から50年3月まで

私の国民年金は、結婚したころに、亡夫が加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、申立人のオンライン記録、特殊台帳及び第2回特例納付状況リストの当該期間を含む前後の納付記録がそれぞれ相違している上、平成19年12月に至り、社会保険庁において、申立人の国民年金の資格取得日の訂正及び納付記録等の記録整備が行われるまで、申立人が厚生年金保険加入期間中の保険料を第2回特例納付で納付済みと記録されていたことなど、申立人の納付記録等の管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

さらに、申立期間②については、申立人及びその夫の特殊台帳によると、昭和47年10月から49年3月までの保険料を、50年1月に過年度納付していることが認められる上、同期間の保険料を納付した時点で、当該期間は保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であるとともに、前後の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年5月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年5月まで

② 昭和46年4月から同年6月まで

私は、会社を退社後、自宅に来た集金人に勧められて、国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、市役所等で保険料を納付していた。また、結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 39 年 6 月ごろに払い出されていたものと推認され、その時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度及び過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人が当時居住していた区では区の職員が戸別訪問により保険料の集金をしていたこと及び当時、都の職員が戸別訪問により過年度保険料の集金を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、3か月と短期間で、当該期間前後の保険料は納付済みである上、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該期間直後の46年度の保険料は現年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、当初未納とされていた申立期間②に近接する期間の保険料について、上記手帳の納付記録により、納付済みに記録訂正されているなど、申立 人の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から44年1月まで

② 昭和49年1月から同年12月まで

③ 昭和51年4月から53年3月まで

私の国民年金は、亡母が、私の将来のことを考えて加入手続を行い、国 民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③のうち、昭和52年7月から53年3月までの期間については、 申立人の国民年金手帳の記号番号は54年9月ごろに払い出されており、そ の時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間 であるとともに、直後の保険料は過年度納付していることが確認できる。 また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内 容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①、②及び③のうち昭和 51 年4月から 52 年6 月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年1月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私は、20歳のころ、将来のことを考えて、自宅近くの区役所出張所で国 民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年4月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である。さらに、申立期間当時、申立人が加入手続をしたとする区役所出張所は所在し、国民年金の加入事務を取り扱っていたこと及び当時、都の職員が戸別訪問により過年度保険料の集金を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 48 年4月から 49 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、51 年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで

② 昭和51年3月

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①については、加入手続をしたころ、まとめて保険料を納付した。申立期間②については、納付した国民年金の保険料を還付された記憶はないにもかかわらず還付されたことになっている。申立期間①の保険料が未納とされていること、申立期間②の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 11 月ごろの時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は納付済みである。また、申立人は、保険料の納付書の形状、納付場所等について具体的に説明している上、当該期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 申立期間②は、社会保険庁の記録によると、当該期間の保険料について 納付があったとされているとともに、この保険料について、申立人は、昭 和51年3月以降、厚生年金保険に加入していることから、還付されたとさ れている。一方、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金が実際に支 払われた場合には、還付整理簿に、その支払日等が記録される扱いになっ

ていたにもかかわらず、当時の還付整理簿に申立人についての還付記録は確認できないなど、還付に係る事務処理が適切に行われていなかったことが認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、51年3月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入した後、納期限までには国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月の国民年金加入後、平成16年*月の60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間は納付済みである。また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の夫の職業や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで

私は、婚姻後に国民年金の加入手続を行い、それまでの未納期間の国民 年金保険料をさかのぼって納付し、その後は、納付書が届いたり、役所か ら納付するように連絡が来たものについてはすべて保険料を納付してきた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である。

また、申立期間の直前の昭和 46 年4月から同年 10 月までの保険料は、過誤納及び追加納付により期間変更処理された 46 年 10 月分を除き、3か月ごとの納期限内に納付されており、申立期間直後の 47 年4月以降 62 年9月まですべて納期限内に納付されていること、申立人は、申立期間の納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から42年3月まで

② 昭和42年5月から43年3月まで

③ 昭和45年7月から同年10月まで

④ 昭和47年4月から同年9月まで

私が勤務していたA店の経営者は、申立期間①、②及び③の私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間④の保険料を妻の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間はそれぞれ4か月、6か月と短期間である。また、申立期間④の保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が勤務していたA店の経営者が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる経営者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間の間の昭和42年4月の欄及び当該期間直後の43年4月から6月までの欄には43年5月の検認印が押されていることを踏まえると、経営者は43年5月から申立人の保険料を納付し

始めたと考えるのが自然であるなど、経営者が申立人の当該期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年10月までの期間及び47年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年1月から 51 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで

私は、昭和51年に夫婦二人で国民年金の加入手続を行った。その際、国 民年金保険料を2年間はさかのぼって納付できると言われ、妻が私の分を 納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後は、申立期間を除き国 民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年3月時点では、現年度納付及び過年度納付が可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。さらに、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻の、申立人の国民年金加入時に保険料をさかのぼって納付したとする契機、納付方法、納付場所の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年1月から 51 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで

私は、結婚後すぐに国民年金に任意加入して、それからは必ず国民年金の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 10 月に任意加入した後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間の前後の保険料は、現年度納付されていることが申立人の所持する領収書で確認できる。

また、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、「国民年金被保険者索引票」により納付書が発行されていることが推認できる上、申立人の、納付方法、納付場所の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで

② 昭和61年2月及び同年3月

私は、申立期間①の国民年金保険料は夫の分と一緒に払った。夫の保険料が納付済みであるのに私の分が未納である。申立期間②は、納付書にて3か月毎に払った。2か月分の保険料が未納となることはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付し、種別変更手続を適切に行っている。

申立期間①については、9か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、任意加入中の期間の2か月と短期間であり、申立期間直前の期間の保険料は納付済みである上、当時の保険料納付は3か月毎であるにもかかわらず2か月の未納期間が発生するのは不自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は昭和 45 年 3 月に実家に戻り、A所でB職員として勤務していたが、46 年春ごろ、国民年金課の係長から最初の1年分が未納であるから納めた方が良いと言われ納付書を作成してもらい、父親の未納分も合わせて5~6万円を納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人が特例納付を行ったとする昭和 46 年春ごろは、第1回特例納付実施期間である。さらに、申立人の特例納付を行った契機や特例納付した場所、納付方法等の記憶は具体的である上、申立人が特例納付したとする金額は、申立期間の申立人と申立人の父親の特例納付による保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7月から同年 9月までの期間及び 47 年 12 月から 49 年 3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年9月まで

② 昭和47年12月から49年3月まで

私は、結婚後に夫婦(私と元夫)別々に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、夫婦二人分の保険料を納付した。夫婦の保険料額が異なっていた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月時点で、申立期間は保険料をさかのぼって納付することが可能な期間である上、申立人は、納付書に記載された保険料額が夫婦(申立人及び元夫)で異なっていたと説明しており、これについては夫婦の過去の未納期間が異なっていたことから、それぞれ相応の過年度保険料を納付したものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

私の妻は、私が昭和54年7月に厚生年金保険の資格を喪失したため、市 役所出張所で夫婦二人分の国民年金への加入手続をした。国民年金保険料 は、自宅に郵送されてきた納付書により、妻が私の分と一緒に金融機関で 納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和54年7月の厚生年金被保険者資格喪失後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間直前までの国民年金保険料を納付している上、一緒に保険料を納付したとする妻も申立期間の自身の保険料を納付済みである。また、申立人は、申立期間の保険料を妻が納付した後、54年12月に就職したため、同月は厚生年金保険の加入期間と重複したことを承知していたが、1か月だけの重複であったため還付手続を行わなかったと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月及び同年8月

② 昭和58年5月から59年12月まで

私は、婚姻直後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。納付期間の途中で急に国民年金を辞めることは考えられない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 42 年 8 月以降、申立期間を除き、 国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、夫の厚生年金 保険の被保険者資格喪失時には、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種 別変更手続を適切に行っている。また、申立人のオンライン記録から、当該 期間直前の 58 年 4 月の保険料は、60 年 2 月 13 日に未納から納付済みに記録 訂正されていることが確認でき、申立人に係る記録管理が適切に行われてい なかった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該時期に申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたとする夫は、加入手続の時期に関する記憶が不明確である上、申立人は当該期間直後の昭和50年9月2日から任意加入とされており、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 5 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月

② 昭和46年4月から47年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、1か月と短期間である上、申立人は、当該期間に任意加入していることが確認でき、当該期間の保険料を納付することは可能であった。また、申立期間②については、12か月と短期間であり、任意加入の際に払い出された国民年金手帳の記号番号とは別の手帳記号番号が昭和47年9月ごろに払い出されており、この払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することは可能であった。さらに、申立人の保険料を納付していたとされる母親及び父親は、いずれも36年4月から60歳までの保険料をすべて納付しているなど、申立人の保険料が未納となっていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年12月まで

私は、婚姻後に国民年金に加入し、送付された納付書で夫婦の国民年金 保険料を一緒に納付していたはずである。夫婦の納付記録が異なっており、 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のうち、昭和49年4月から50年12月までの期間については、夫は、49年4月から同年6月までの期間及び50年4月から同年12月までの期間の保険料が納付済みであるなど、申立人が当該期間の保険料を夫婦一緒に納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和49年4月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、昭和 47 年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。 申立期間の保険料については、領収書も所持している。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金に加入後国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間中の昭和47年5月に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できる。また、申立人が国民年金手帳に貼付している申立期間に係る領収書は、必要事項の記載に一部不備があるものの、様式及び記載状況から申立期間当時作成されたものと認められ、申立期間直後の47年7月から同年9月までの保険料に係る領収書と重ねてこれまで保管されていたことを勘案すると、申立期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年4月から 52 年3月までの期間、52 年7月から 57 年3月までの期間及び 60 年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から52年3月まで

② 昭和52年7月から57年3月まで

③ 昭和60年4月から同年9月まで

④ 平成12年6月から同年9月まで

私は、40歳になった昭和55年ごろに、さかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、国民年金に加入し、それまで納付していなかった保険料をまとめて納付するとともに、その後も保険料を納付してきた。また、60歳になった翌月の平成12年*月に、国民年金に任意加入して、65歳になるまで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和50年4月から52年3月までの期間、申立期間②及び③ついては、申立人は、55年ごろに、区役所に相談に行き、計算してもらった金額の国民年金保険料を納付書によりまとめて納付したと具体的に説明しており、第3回特例納付の実施時期、事務処理状況と合致していること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年1月ごろ及び保険料をまとめて納付したとする55年ごろのいずれの時点においても、申立人は60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさなかったこと、60年10月以降60歳到達時まで前納を含め保険料すべて納付していることなどから、申立人は、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して50年4月にさかのぼって保険料を特例納付し、その後も保険料を継続

して納付していたものと考えるのが自然である。また、申立期間③については、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額におおむね一致しており、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた市の納付方法と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和43年6月から50年3月までの期間及び申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、43年6月から50年3月までの期間については、申立人は、具体的な納付月数等の記憶が曖昧であり、上記の状況から受給資格期間を満たすのに必要な月数を超えて当該期間の保険料を納付したとは考えられない。また、申立期間④については、申立人は、保険料の納付時期や納付書の枚数等の具体的な納付状況の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間、52年7月から57年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで 私は、夫婦二人分の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立

期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人が区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区が昭和36年7月から開始した戸別集金による納付方法と合致しており、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から45年3月まで

② 昭和46年4月から49年12月まで

私は、昭和 43 年に国民年金の加入手続を行い、60 歳になるまで国民年 金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、申立人は、当該期間前の45年5月に居住していた市で一つ目の国民年金手帳の記号番号が払い出されており、当該期間の直前の国民年金保険料を納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 47 年4月から 49 年 12 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付書により納付したとする方法は、当時居住していた市で 44 年 3 月まで実施されていた印紙検認方式による納付方法と異なる。また、申立人は、46 年 12 月にそれまで居住していた市とは別の区に転居し、同区で当該期間後の 51 年 10 月に二つ目の手帳記号番号が払い出されており、一つ目の手帳記号番号の払出簿には、申立人の所在が不明となり、58 年 4 月に同区に転居していたことが判明したと記載されていることから、区に転居した時点では国民年金の住所変更手続を行わなかったため、二つ目の手帳記号番号が払い出されるま

で、納付書は送付されず、保険料を納付できなかったものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の一つ目の手帳記号番号が払い出された昭和 45 年5 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 46 年4月から 47 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年3月まで

私の父は、私、姉及び兄の3人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 5 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人の父親が保険料を納付していたとする姉及び兄は、保険料がすべて納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの期間及び46年7月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から46年3月まで

② 昭和46年7月から49年12月まで

私は、昭和45年11月に、国民年金の加入手続をして、会社を退職してから国民年金に加入するまでの国民年金保険料をまとめて納付するとともに、その後は、定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立期間①のうち45年2月及び3月の保険料を国民年金に加入した45年11月に過年度納付する方法並びに申立期間①の残りの45年4月から46年3月までの期間及び申立期間②の保険料を当時居住していた区で現年度納付する方法と合致しており、保険料を納付したとする金融機関は申立期間当時保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年6月まで

私は、夫婦二人が厚生年金保険を脱退した昭和46年3月から厚生年金保険に再加入した平成元年7月まで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が自身の保険料と一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人夫婦は、申立期間を除き昭和46年3月から平成元年6月まで納付済期間及び未納期間が同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から54年3月まで

私は、私達夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 46 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人は申立期間の保険料の納付方法及び納付場所を鮮明に記憶していることに加えて、申立人が居住していた市の当時の保険料の納付方法は、3 か月分をまとめて納付するのが原則であり、53 年 4 月及び同年 5 月が納付済みで、同年 6 月が未納となっていることは不自然である。さらに、申立期間は10 か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年3月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から54年3月まで

② 昭和60年10月から61年3月まで

私達夫婦の国民年金保険料は、妻が一緒に納付していた。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする妻は申立期間の保険料の納付方法及び納付場所を鮮明に記憶している。また、申立期間はそれぞれ 10 か月及び 6 か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない。

さらに、申立期間①については、申立人が居住していた市の当時の保険料の納付方法は、3か月分をまとめて納付するのが原則であり、昭和53年4月及び同年5月が納付済みで、同年6月が未納となっていることは不自然である。申立期間②については、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする妻の当該期間の保険料は納付済みであることを踏まえると、申立人の当該期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで

② 昭和46年1月から47年12月まで

私達夫婦は、理容業を自宅で営んでおり、申立期間①の国民年金保険料は徴収員に、申立期間②の保険料は取引のあった金融機関に、夫婦二人分を納付していた。自宅を長期間留守にしたことや督促を受けた記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和40年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、当該期間の保険料の納付を取引のあった金融機関に依頼していたと説明しており、申立人の所持する建物登記簿謄本等から、申立人と当該金融機関は当時取引があったことが確認できる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は当該期間直前の昭和 42 年 2 月に住所を移転しているが、国民年金の住所変更手続を行った記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年1月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで

② 昭和46年1月から47年12月まで

私達夫婦は、理容業を自宅で営んでおり、申立期間①の国民年金保険料は徴収員に、申立期間②の保険料は取引のあった金融機関に、夫婦二人分を納付していた。自宅を長期間留守にしたことや督促を受けた記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和40年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、当該期間の保険料の納付を取引のあった金融機関に依頼していたと説明しており、申立人の所持する建物登記簿謄本等から、申立人と当該金融機関は当時取引があったことが確認できる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は当該期間直前の昭和 42 年 2 月に住所を移転しているが、国民年金の住所変更手続を行った記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年1月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から47年3月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 38 年*月から 43 年 5 月まで私の国 民年金保険料を納付していたはずであり、別の市に転居した 43 年 6 月か らは、私が保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料 が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が申立人の母親と同居していた昭和38年6月から41年3月までの期間については、申立人は家業を手伝っていたとしており、厚生年金保険に加入した記録も無いことから、本来は国民年金の強制加入対象者となる期間である。また、申立人の母親が市の集金人に国民年金保険料を納付したとする方法は、当該期間当時居住していた市の納付方法と合致する上、同居していたとする姉及び兄は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、申立人が婚姻し、申立人の母親と別居した昭和 41 年4月から 47 年3月までの期間については、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いほか、当該期間のうち実家のある市に居住し、実家の家業を手伝っていたとする 41 年4月から 43 年5月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親に当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親が市の集金人に納付したとする方法は、41 年8月に廃止されていることが確認できる。また、別の市に転居した 43

年6月から 47 年3月までの期間については、申立人は、保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付書により納付したと主張しているものの、申立人が当時居住していた市では納付書による保険料の収納は 46 年4月まで実施されていないなど、申立人の母親及び申立人が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 38 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

私は、申立期間の国民年金保険料を追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を追納している上、申立期間は 1か月と短期間である。また、社会保険事務所で納付書により納付したとす る申立人の主張は具体的であり、納付したとする保険料の額は、当時の保険 料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年3月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人は、申立期間の前後の昭和42年4月から同年8月までの期間及び43年4月から47年3月までの期間の保険料を納期限内に納付していることが確認できるとともに、申立期間に近接する41年7月から42年3月までの保険料は、申立人が所持する領収書に基づき、平成20年10月に未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から56年6月まで

私は、共済組合を脱退後、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を納付してきた。数年後に免除申請したが、免除期間とされなかった昭和56年4月から同年6月までの保険料については、未納通知を受け取った後に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの期間については、申立 人の国民年金手帳の記号番号が払い出された56年11月時点で当該期間の国民 年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間に係る 保険料を未納通知を受け取った後に納付したことを記憶していると説明して いるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和54年11月から56年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、昭和54年度から保険料を納付していたと主張しているが、同一市に居住しながら、別の手帳記号番号が新しく払い出されることは考えにくいなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見あたらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで

② 昭和42年4月から46年3月まで

③ 昭和47年1月から同年3月まで

④ 昭和48年1月から同年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれて おり、結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和 43 年4月から 46 年3月までの期間については、国 民年金保険料を一緒に納付していたとされる申立人の妻は、当該期間の自身 の保険料を納付済みであるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となって いることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も当該期間の保険料が未納であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のうち昭和42年4月から43年3月までの期間、申立期間③及び④については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も当該期間の保険料が未納であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から51年3月まで

② 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間①は、毎月、区役所から勤務する美容室に集金に来ていた年配の男性に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。申立期間②は、当時の年収は 1,000 万円を越え保険料を納付する資力は十分あったにもかかわらず、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当時の出版物である「昭和53年版新長者番付(高額所得者所得額1,000万円以上)」に申立人の氏名(カナ)、住所及び所得額が掲載されており、当該期間が免除期間とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する昭和50年1月から同年6月までの期間の国民年金保険の納付書・領収証書、領収控、領収済通知書には、いずれも領収印は押印されていない上、当該期間直前の36年4月から37年8月までの期間及び38年1月から41年2月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるが、当時特例納付をしなければ年金の受給資格を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 4 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から51年3月まで

② 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間①は、毎月、区役所から勤務する美容室に集金に来ていた年配の男性に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。申立期間②は、勤めていた美容室の役員になり、年収も 500 万円あり、保険料を納付する資力は十分あったにもかかわらず免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当時の出版物である「昭和53年版新長者番付(高額所得者所得額1,000万円以上)」に申立人の夫の氏名(カナ)、住所及び所得額が掲載されており、当該期間が免除期間とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、勤務する美容室に毎月集金人が来ていたと説明しているが、納付金額及び納付手続等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年4月から 41 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで

私は、昭和39年の転居後は事業の忙しさに追われ、申立期間の国民年金保険料の納付を忘れていたが、41年4月ごろ自宅を訪れた集金人に申立期間の保険料を区役所で納めるようにと説明を受けて、夫が夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間については、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、41年6月以降に区役所が配布した国民年金の保険料額変更に関するお知らせの裏面に、申立人の夫が申立期間の保険料額を記載したメモを所持しており、このお知らせの配布時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和39年1月から同年3月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、上記の国民年金の保険料額変更に関するお知らせを申立人が受領した時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、また、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年8月から 46 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年6月まで

私は、昭和50年に転居した区において、それまで未納となっていた期間 の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付したことを記憶している。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 48 年 10 月から平成3年4月までの期間は付加保険料も併せて納付している上、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする昭和 50 年は、第2回特例納付が実施されていた期間であり、申立期間は強制加入期間である。

また、申立人は、当時居住していた区の区役所において、自身の保険料の納付状況を確認し、すべての未納期間について特例納付をしたと説明しており、当該区役所では、第2回特例納付期間内の昭和50年6月からは毎月1回の頻度で年金相談が実施されていたことが確認できる上、申立人が所持する当該区役所職員が作成したと思われる納付記録表には、特例納付の対象となる未納年月及び納付済み年月が表記されている。さらに、申立人は、当該納付時期は自営業が安定していた時期であると説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私の夫は、夫の経営する理容室に毎月来ていた区の集金人に、夫婦二人 分の国民年金保険料を納めていた。私だけ申立期間の保険料が未納とされ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みである。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月26日から同年7月1日まで

A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間に関連会社からの異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職所得の源泉徴収票及びA社人事担当者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和61年6月25日付けの株主総会において取締役に就任したことにより、C社から関連会社のA社に異動。ただし、C社の資格喪失日は同年6月26日、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和61年7月1日資格取得時の社会保険事務所の標準報酬月額の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年10月1日、資格喪失日が17年7月20日とされ、当該期間のうち、同年5月20日から同年7月20日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月20日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月20日から同年7月20日まで A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書及び雇用保険の離職票の写しから、申立 人が同社に平成17年7月19日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成17年4月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から平成21年1月27日に提出された厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正届により、申立人の資格喪失日が平成17年7月20日に訂正されていることから、事業主が平成17年5月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、平成5年11月30日から6年4月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

また、申立人は、平成6年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年4月及び同年5月の厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月30日から6年4月1日まで

② 平成6年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成5年11月30日から6年6月1日までの加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成元年1月から6年9月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間も継続 してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日より後の同年5月9日に、申立人及び複数の同僚は、5年11月30日に遡及して資格を喪失した旨の処理が行われているところ、このように資格の喪失処理を遡及して行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月30日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪

失日は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日である6年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成5年10月の社会保険事務 所の記録から、28万円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して 勤務していたことが確認できる。

ところで、申立期間においてA社に勤務し、申立人と同様に両申立期間の加入記録が無いとされていた同僚について申立期間②の間も継続して厚生年金保険料が控除されていたことから、当委員会において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律該当によるあっせんが行われている。このことから判断すると、申立人についても、当該同僚と同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めるのが相当である。

一方、A社は、申立期間②において、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の法人登記簿から、当該期間中も法人格を有していることが確認でき、また、申立人及び複数の同僚の勤務実態が認められることからも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成6年6月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には連絡が取れず不明であるが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年10月から6年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成5年10月から6年12月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年12月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年1月31日以降の同年3月28日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、平成5年10月から6年12月まで15万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年9月30日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 に勤務した期間のうち、平成2年11月から4年8月までの標準報酬月額が、 実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違してい ることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年11月から4年8月までは53万円と記録されているところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年9月30日以降の同年11月24日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、53万円から9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及して記録訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月 額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円と訂正することが必要 であると認められる。

申立人は、平成 15 年 12 月、16 年 1 月及び同年 5 月について、その主張する標準賞与額 (10 万円、45 万円及び 20 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円、45 万円及び 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日

② 平成16年1月30日

③ 平成16年5月30日

①、②及び③の期間において、事業主であるA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額(10万円、45万円及び20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 3171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(26 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から同年9月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除 されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給 与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、 その主張する標準報酬月額(26 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和45年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月16日から同年8月16日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申 立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、 申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る労働者名簿から、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和45年7月16日にC社D営業所からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 8 月の社会保険事務 所の記録から、3万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人のA社における資格取得日を昭和45年8月16日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所(現在は、B事業所)における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、平成3年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料明細書、退職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所に平成3年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書及び平成3年2月の 社会保険庁のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が平成3年3月31日に資格喪失した旨の記載及び社会保険事務所の確認印があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月21日から同年6月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和51年5月21日にA社C支店からB支店へ異動したが、支店間の異動であり、雇用は継続していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった在職期間証明書、賃金台帳及び辞令簿によると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和51年5月21日にA社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めており、納付していないことを認めていることから、事業主が昭和51年6月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月10日から同年10月1日まで

② 昭和40年3月4日から43年7月21日まで

平成17年3月ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、同系列の事業所に継続して勤務していながら、一部期間が未請求 となっていることに納得できないので、脱退手当金の支給記録を取り消して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和46年2月16日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和44年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間と同一の被保険者台帳記号番号で管理され、同系列の事業所に継続して勤務している当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、 既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱 退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月9日から同年7月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和46年4月1日同社に入社し、平成14年5月16日まで、継続して勤務していたのは確かであり、また、厚生年金基金の裁定通知書からも申立期間は厚生年金保険の被保険者であったことは明らかであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の在籍期間等証明書及び厚生年金基金の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和46年7月15日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社から提出された健康保険・厚生年金保険資格喪失届により、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和46年6月9日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のA社(現在は、B社)に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年5月18日、資格喪失日が48年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を48年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで

60 歳になって社会保険事務所に年金の手続に行った際、窓口の担当者から、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録等から、申立人が、A 社に昭和48年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を9年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を9年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から同年6月1日まで

② 平成9年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、平成2年5月1日に同社に入社したがA社に籍を置いていた。その後も継続して勤務し、給与明細書もあるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、B社から提出された平成9年 所得税源泉徴収簿及び給料支払明細書により、申立人が9年5月31日までは A社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保 険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立人の資格喪失日である 平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされ ているが、商業登記簿及び雇用保険の記録により、申立期間当時も法人であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、事業主は、申立人の平成9年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間②については、雇用保険の加入記録、B社から提出された平成9年所得税源泉徴収簿及び給料支払明細書により、申立人が9年6月1日から同社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保 険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社が初めて厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成9年7月1日であるが、商業登記簿及び雇用保険の記録により、同年6月1日には法人であることが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、事業主は、申立人の平成9年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月8日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月8日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から子会社のB社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が提出した在籍証明書から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し(昭和 49 年 10 月8日に同社から同社の子会社B社に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務 所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

住

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 另

所

別添一覧表参照

生年月日:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 別添一覧表参照

申立期間において、A社から支給された賞与についての標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、平成20年11月に社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、申立期間の記録は給付に反映されないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支 払届により、申立人は、申立期間について<標準賞与額> (別添一覧表参照) の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい たことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届から、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額	
3201	女		昭和50年生		平成17年9月15日	25 万	円
3202	女		昭和32年生		平成17年9月15日	36 万	円
3203	女		昭和30年生		平成17年9月15日	17 万	円
3204	女		昭和29年生		平成17年9月15日	17 万	円
3205	女		昭和38年生		平成17年9月15日	20 万	円
3206	女		昭和29年生		平成16年9月30日	27 万 5,000 下	円
3207	女		昭和35年生		平成16年9月30日	25 万	円
3208	女		昭和30年生		平成16年9月30日	25 万	円
3209	女		昭和22年生		平成16年9月30日	54 万	円

東京厚生年金 事案 3211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A組 合で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 同組合には昭和47年4月30日まで勤務していたことは確かなので、厚生年 金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA組合から提出された在籍証明書から、申立人は、同組合に昭和47年4月30日まで勤務していたことが認められる。

また、事業主は当該事業所における社会保険料の源泉控除は当月控除方式であったとし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が資格喪失日を昭和47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事 務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業 主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係 る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 3212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から同年2月1日まで ねんきん特別便を受け取ったところ、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和34年4月1日から 平成8年8月31日まで勤務しており、申立期間は支店間の異動はあったが、 厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る職歴簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和36年1月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月の社会保険事務 所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 3218

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から14年1月21日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見 合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標 準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年4月から13年12月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった14年1月21日以降の同年2月8日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、12年4月から13年12月まで9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年8月17日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見 合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標 準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から4年7月までは38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月17日以降の5年4月28日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年8月から4年7月まで8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和31年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月22日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和27年4月から申立期間も含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書、申立人が記憶していた同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間にA社B事務所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社本社において昭和31年10月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから同社B事務所において同年12月1日に同資格を再取得するまでの期間、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、A社では、申立期間当時、同社B事務所を含め給与計算は同社本社において一括して行い、給与から厚生年金保険料を控除していたと回答している。また、雇用保険の記録では、申立人の同社における申立期間及びその前後の期間の勤務は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年6月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月6日から49年7月25日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をも らった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社B工場に勤務していたことは確かであり、同社の賃金明細書も所持しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社(A社の承継会社)から提出された申立書及び申立人が所持する賃金明細書から、申立人がD社本社及び同社の関連会社A社B工場に継続して勤務し(昭和48年8月6日にD社本社からA社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細書の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、48年8月から同年10月までの期間については13万4,000円、同年11月から49年6月までの期間については20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周 辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月20日から43年1月6日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 本社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもら った。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社本社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立書及びA社の人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年12月20日にA社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月の社会保険事務 所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届の写しによりA社本社の資格取得日を昭和43年1月6日として届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録及びA社本社研究所における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月29日から同年10月1日まで

② 昭和31年10月1日から同年10月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、同社C工場に勤務していた申立期間①及び同社本社研究所に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立書及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和31年10月1日にA社C工場から同社本社研究所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間における異動時の事務処理に誤りがあったとしており、同社から提出された社会保険加入記録表によりA社本社研究所が昭和31年10月4日に

資格取得届を届け出たことが推認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月5日から22年7月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をも らった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社C支店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立書、人事記録及び在籍期間証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和21年8月5日にA社D工場から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年7月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成16年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年11月までの期間は30万円、同年12月は28万円、17年1月から同年4月までの期間は30万円、同年5月及び6月は28万円、同年7月から18年6月までの期間は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月から19年10月までの期間は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成 16 年 3 月から 19 年 10 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで 社会保険庁の記録では、平成 16 年 3 月から 19 年 10 月までに係る標準報 酬月額が 12 万 6,000 円となっているが、当時の給与明細書では 30 万円の等

級の厚生年金保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人から提出された給与明細書により、平成16年3月から19年10月までの間、申立人の主張する金額の保険料が控除されており、当該控除額に見合う標準報酬月額が申立期間の全期間にわたって社会保険事務所が記録している標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確

認できる保険料控除額及び総支給額から、平成16年4月、同年6月から同年8月まで、同年11月、17年1月、同年3月、同年4月、同年7月から同年11月までの期間、18年1月、同年6月及び同年8月は30万円、19年7月、同年9月及び同年10月は28万円、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、16年9月、17年2月、同年12月、18年2月から同年5月までの期間は30万円、同年9月から19年6月までの期間及び同年8月は28万円、給与支給明細書において確認できる総支給額から、16年3月、同年5月、同年12月、17年5月、同年6月及び18年7月は28万円、給与支給明細書において確認できる前後の期間の保険料控除額から16年10月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 16 年 3 月から 19 年 10 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年4月から同年6月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協同組合(現在は、B社)における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A協同組合に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同組合には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答、複数の同僚の供述及び申立人が所持している給与支給明細書から、申立人が申立期間当時、A協同組合に継続して勤務していたと認められる。

一方、A協同組合は、就業した月の翌月に厚生年金保険料を控除していたとしているところ、申立人が所持している昭和 47 年 5 月から同年 7 月までの給与支給明細書では、同年 4 月から同年 6 月までの保険料が控除されていたと認められるが、同年 8 月及び同年 9 月の給与支給明細書には保険料控除の記載が無いことから、同年 7 月分及び同年 8 月分の保険料は控除されていないと認められる。また、同年 9 月分の保険料については、控除をうかがわせる給与支給明細書等の関連資料及び周辺事情も無いことから、控除されていたとは認められない。

また、標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、昭和

47年4月から同年6月までの期間を6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことか ら、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正の記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成10年5月から同年6月までは36万円に、同年9月は44万円に、同年10月は36万円に、同年11月は38万円に、同年12月から11年1月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月20日から11年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっている。当時の給料明細書を提出するので、標準報酬月額を確認し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が相違していることについて申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成10年5月から同年6月までの期間については36万円に、同年9月については44万円に、同年10

月については 36 万円に、同年 11 月については 38 万円に、同年 12 月から 11 年 1 月までの期間については 41 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 13 年 3 月 28 日に、申立てに係る標準報酬月額に関する訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年4月及び同年7月から同年8月までの期間について給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、申立人が厚生年金保険被保険者として、社会保険庁に記録のある標準報酬月額を超えて、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から27年2月2日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。支店間の異動はあったも のの、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間に被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して 勤務し(同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社会保険事務所の記録から、A社C支店において、昭和27年2月1日まで厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚が、申立人を記憶している旨を供述していることから、27年2月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格取得日に係る記録を昭和24年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月30日から同年8月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。支店間の異動はあったも のの、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管する給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し(同社D支店から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社会保険事務所のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格取得日前後の資格取得者は、全員各月の1日付けで被保険者資格を取得しており、事業主は各月の1日付けでまとめて従業員の資格取得を届けるという取扱いを行っていたと考えられることから、異動前の同社D支店における資格喪失日である昭和24年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年8月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格取得日に係る記録を昭和23年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月25日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。しかし、昭和20年2月に入社し、昭和51年7月に退職するまで、A社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和23年4月25日に同社D支店から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年8月15日、資格喪失日が51年10月1日とされ、当該期間のうち、49年8月15日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を49年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月15日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間はB社から出向して同社に勤務していたが、給与明細書で保険料控除が確認できるので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年8月15日、資格喪失日が51年10月1日とされ、当該期間のうち、49年8月15日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、B社から提出された「社員カード」、申立人の保管する辞令 及び「給料支給明細書」から、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら れる。 また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定しており、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人が保管する「給料支給明細書」の保険料控除額から、昭和49年8月の標準報酬月額は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料を納付していないとしていることから、事業主は申立人のA社における資格取得日を昭和49年9月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年4月1日、資格喪失日が51年10月1日とされ、当該期間のうち、51年9月29日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月29日から同年10月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同事業所には、申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る人事記録及び退職願並びに照会回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に昭和51年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年8月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正の届出を行

っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年4月1日、資格喪失日が55年9月1日とされ、当該期間のうち、55年8月30日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月30日から同年9月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同事業所には、申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る人事記録及び退職願並びに照会回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に昭和55年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年7月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正の届出を行

っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月30日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。昭和59年の入社以来、現在までA社(関連会社のB社を含む。)に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の 関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和61年7月1日にA社からB社 に在籍出向し、63年3月30日に復帰)、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年4月の社会保険庁のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和63年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は平成8年1月8日、資格喪失日は同年4月18日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、15 万円とする ことが妥当である。

2 申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(16 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認 められることから、上記1訂正後の申立期間の標準報酬月額に係る記録(15 万円)を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、訂正後の標準報酬月額(16万円)に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認めら れる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月8日から同年4月18日まで

ねんきん特別便に記載された自分の年金記録を見て、申立期間について 厚生年金保険の被保険者となっていないことを初めて知った。社会保険事 務所からは、申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録が、退 職日の約1年後に抹消されていると言われた。納得できないので、当該期 間に係る被保険者記録を回復してほしい。

また、給与支払明細書により、申立期間について、標準報酬月額を 16 万円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び給与支払明細書により、申立人が申立てに係る事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人は平成8年1月8日に資格を取得し、同年4月18日に資格を喪失した記録になっていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成8年8月12日)の後の9年4月28日に遡及して資格取得日及び資格喪失日が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効であるとは認められない。このことから、申立人の資格取得日については、訂正前の社会保険庁のオンライン記録どおり平成8年1月8日に、資格喪失日については、同年4月18日に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

2 申立人が提出した給与支払明細書から、申立人は、申立期間に係るその主 張する標準報酬月額(16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月 額に係る記録(15万円)を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主とは連絡が取ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和42年4月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの期間を 1 万 8,000 円、41 年 10 月から 42 年 3 月までの期間を 2 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月16日から42年4月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和41年3月14日から42年4月15日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び社員カードから、 申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿から、昭和42年4月18日に、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の届出がなされたことが確認できる上、申立人に係る標準報酬月額の定時決定が昭和41年10月に行われた記録があるにもかかわらず、申立人の資格喪失日は同年4月16日と記載されており、当該定時決定に係る記載内容と矛盾していることから、社会保険事務所において、申立人の資格喪失年月日を42年4月16日と記載すべきところを誤って41年4月16日と記載したと考えられる。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理は有効なこととは認められず、申立人の資格喪失日を、昭和42年4月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及びA社B支店に係る事業所別被保険者名簿に記載された昭和41年10月の定時決定の記録から、41年4月から同年9月までの期間を1万8,000円、41年10月から42年3月までの期間を2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年10月31日に、資格喪失日に係る記録を33年4月14日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月31日から33年4月14日まで 船員保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間 の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和32年10月から船員 として雇入れされ、申立期間中、船員保険料が給与から控除されていたはず なので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった大型船員予備員原簿及び申立人から提出のあった船員手帳の記録から、申立人が申立期間に同社所属のB丸に乗船していたことが認められる。

また、申立人は、C社からA社への出張命令書において、A社所属のB丸に 乗船中は同社の一般社員と同一の身分の取扱いとし、船員保険料の個人負担分 はA社が負担する(立て替える)旨の命令を受けていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社所属のB丸の事務長から、乗船中は船員保険に加入し、給与から船員保険料を控除する旨の説明を受けたことを記憶しており、同時期にA社に出張命令があった同僚も同様の説明を受けたと供述している。

加えて、申立人がC社から全く同一の雇入条件の出張命令を受けて、A社所属のD丸及びE丸に乗船した期間(D丸は昭和33年10月30日から34年4月16日までの期間、E丸は34年11月2日から35年4月21日までの期間)については、社会保険庁のオンライン記録から、船員保険の加入記録が確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を 事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった大型船員 予備員原簿の申立期間における船員保険等級及び申立人の同社における昭和 33年10月の船員保険資格取得届の記録から、2万2,000円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立期間に係る資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年10月31日まで厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成7年10月31日)の後の同年11月14日付けで、5年11月1日にさかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。また、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成7年11月14日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業部長であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から7年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA診療所における資格取得日に係る記録を昭和42年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月3日から昭和43年7月3日まで厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A診療所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同診療所には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA診療所における当時の看護婦長の「申立人は、昭和42年ごろから昭和44年ごろまで同診療所に看護師として勤務していた」との供述及び複数の同僚が申立人を記憶していることから判断すると、申立人は、申立期間において同診療所に勤務していたことが推認できる。

また、看護婦長は、「申立期間当時、看護師は、すべて正社員として採用され、厚生年金保険に加入し保険料の控除が行われていたはずである」と供述している。

さらに、看護婦長に3か月の試用期間後からの厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA診療所における昭和

43 年 7 月の社会保険庁のオンライン記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 3260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務局における資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和58年4月1日から勤務しているA事務局とその母体であるB協会は実質的に同一の組織であり、申立期間を含めて現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務局の主な業務内容は、B協会の別動体であるC委員会が主催する会議の運営等であり、同事務局と同協会の総務、社会保険事務等は、同一の担当者が行っている上、それぞれの団体の所属とされている従業員が担当する業務内容が明確に区分されていないこと、両団体の所在地が同一であることなどから、当該事務局は、当該協会の中の一部門であることが認められる。

また、雇用保険の加入記録及びB協会の人事担当者の供述から、申立人は昭和58年4月1日から現在まで、A事務局及びB協会に継続して勤務(平成2年8月1日にA事務局からB協会に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録で、申立人のA事務局における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成2年7月に34万円に随時改定(月額変更)されていることが確認できることから、34

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B協会の人事担当者は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことから、保険料は納付していないのではないかと供述しており、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年7月の保険料について、事業主に対して納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年8月まで

私は、結婚前、当時居住していた区の出張所で国民年金の加入手続を行い、 集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間当時の保険料の納付方法は、印紙検認方式であったところ、申立人は、印紙で保険料を納付した記憶はないとしている上、当時、年金手帳を見たことはないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳及び申立人の納付状況リストによると、申立人は昭和49年2月に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月に払い出されており、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から53年12月まで

私は、区役所の職員から勧められて国民年金の加入手続を行い、それまで 未納であった国民年金保険料をすべて一括納付したと記憶している。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年3月ごろに払い出されており、申立人は、その時点で納付可能な54年1月からの保険料をすべて、さかのぼって納付していることが確認できるものの、申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付したことは加入時の一回だけであり、特例納付をしたことはないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を交付された記憶はないと供述するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から49年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から49年12月まで

夫は、私の母から、今なら私の過去の未納分の国民年金保険料を納付できるからと私の国民年金の加入手続及び保険料納付を頼まれたので、区役所出張所で私の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫は加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月時点は、特例納付実施期間外であり、申立人の手帳記号番号が払い出された後に第3回特例納付が実施されているが、申立人の夫が納付したとする金額は、第3回特例納付により申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく異なるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。妹たちの保険料も結婚までは母が納めており、納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申 立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親か ら当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であ り、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 12 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、自身の国民年金手帳をこれまで見た記憶がないとしていることなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は父が納付してくれていたはずである。申 立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立 期間当時の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親 から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確で ある。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の検認記録欄に検認印が無く、申立人は父親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したと聞いたことはないと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年11月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私たち夫婦は、昭和44年に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、 市の出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人夫婦は、申立期間当初に交付されていた形式の国民年金手帳を所持していなかったと説明するなど、申立人の国民年金への加入手続の記憶が曖昧である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた市の申立期間当初の納付方法と異なり、納付したとする保険料の金額の記憶も曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私たち夫婦は、昭和44年に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、 市の出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人夫婦は、申立期間当初に交付されていた形式の国民年金手帳を所持していなかったと説明するなど、申立人の国民年金への加入手続の記憶が曖昧である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた市の申立期間当初の納付方法と異なり、納付したとする保険料の金額の記憶も曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番 号は、申立期間直後の昭和40年4月に払い出されており、申立期間の保険料を 現年度納付することができるものの、申立期間は前年度である上、申立人は、 国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してい たとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時 の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私は、昭和54年1月29日に国民年金保険料28万8,000円を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料額は、第3回特例納付により納付済みとされている昭和36年4月から42年3月までの期間及び申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料の金額と大きく相違する。また、申立人が所持する54年1月29日付けの領収書に記載された金額は、第3回特例納付により納付済みとされている期間の保険料額に一致する上、申立人は保険料を特例納付したのは54年1月29日の1回だけであったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和43年3月に、国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を市の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入 手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父 親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明 確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 11 月 時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成8年9月から9年10月まで

私は、昭和52年に国民年金に加入してから60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間直後の平成9年11月から11年3月までの保険料は、11年12月に過年度納付されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私の夫は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたはずである。申 立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人が夫に頼んで納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく相違する。また、申立人は、昭和58年3月に国民年金に任意加入し、同年3月及び4月の保険料を納付していることが確認できる一方、申立人が所持する国民年金手帳及び区から送付されたはがきには、申立期間当初の同年5月27日に任意加入の資格を喪失した記載が確認できるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から48年3月まで

私たち夫婦は、区役所から、さかのぼって国民年金保険料を納付しなければ国民年金を受給できないと連絡を受け、私は、夫婦二人分の保険料を十数回に分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年2月以後に第2回及び第3回特例納付が実施されており、申立人は、36年4月から43年4月までの保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるものの、保険料を納付したとする時期の記憶が曖昧である上、納付をしたとする夫婦二人分の保険料の金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とも、申立期間及び第3回特例納付により納付済みとされている期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とも大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から60年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から60年10月まで

私は、今から 10 年ぐらい前に社会保険事務所で年金相談をした時に申立期間の国民年金保険料が未納になっていることを知った。私の名前が間違えられやすい名前であること、ちょうど夫が転勤した時期にも当たることなどから、この申立期間に記録に間違いがあったと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身が所持する国民年金手帳の記載及び被保険者名簿により、申立人が昭和57年12月24日に資格喪失の手続を行い、申立期間が未加入期間となったことが確認できる上、57年12月分の保険料が過誤納により、58年3月に還付されており、その時点において既に申立人は国民年金の被保険者の資格を喪失していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月及び同年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月及び同年9月

私は、申立期間の領収証書を持っており、厚生年金保険加入期間との重複による還付手続をした記憶も、国民年金保険料の還付を受けた記憶もない。申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているものの、当該期間は厚生年金保険に加入した期間であるために、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについての不自然さは見られない。

また、申立人の還付整理簿等には、申立期間の還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年12月まで

私は、父から、生前私の国民年金保険料を2年さかのぼって納めていると言われていたので、20 歳からの保険料を納めているはずである。また、妻は、母から、結婚するまで私の保険料を納付していたことを聞かされたことがあるとしている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付 に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を 聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、両親が申立期 間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年3月までの期間、11年5月、同年8月及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から11年3月まで

② 平成11年5月

③ 平成11年8月

④ 平成12年6月

私は、65歳まで国民年金保険料を納付すれば将来の年金額が増えることを 聞き、60歳の時に任意加入し、保険料を5年間納付してきた。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の月額は、申立期間の大部分の保険料月額と相違している。また、保険料の納付日が確認できる申立期間①の直後の平成11年4月から申立期間④の直後の12年7月及び8月までの納付済み保険料は、いずれも時効期間が経過する直前に過年度納付されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から45年3月まで

私は、親に国民年金に加入するように言われていたので、上京後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 8 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 12 月、45 年 3 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 6 月から 51 年 9 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月

② 昭和45年3月から48年3月まで

③ 昭和48年6月から51年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、まとめてさかのぼって納付した記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が国民年金に加入した昭和53年12月ごろは第3回特例納付が実施されていた時期であるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付したとする時期及び場所について、第3回特例納実施期間が終了した時に居住していた市の期間であると説明しているなど、納付時期及び納付場所の記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年8月まで

私の母は、私が20歳になった時、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保 険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親 から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況等が 不明確である上、申立人の所持する国民年金手帳には41年4月以降の印紙検 認記録欄に検認印が押された形跡が無いなど、母親が申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が共済組合の組合員であった昭和41年11月ごろに払い出されたものであり、当該時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、当該手帳記号番号は42年7月には取り消されている上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年5月まで

私は、同じ社宅に住んでいた友人に誘われて、その友人と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付方法、納付金額等の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間当時、厚生年金被保険者の配偶者であり、申立期間直後の昭和43年6月に国民年金の任意加入資格を取得しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された43年6月時点では、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。さらに、申立人が一緒に国民年金に加入したとする友人は、社会保険庁の記録によると、43年1月に手帳記号番号が払い出されていることに加えて、この友人が一緒に国民年金に加入したとする別の友人は42年11月に手帳記号番号が払い出されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から63年6月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の保険料が納付済 みとされているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされてい ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間直後の昭和63年7月から平成2年9月までの保険料を2年10月から4年9月までの間に過年度納付している一方、申立人の夫は、同期間の保険料を昭和63年8月から平成2年10月までの間に現年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、平成8年5月に転居した先の市の区役所で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年4月時点では、申立期間の保険料は過年度納付できるとともに、申立人が所有する領収書により、申立期間直後の8年4月から9年2月までの保険料を9年9月から10年6月までの間に過年度納付していることが確認できるものの、申立人は、保険料を納付したとする時期の記憶が曖昧である上、納付書によらず現金で納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法と合致しておらず、納付したとする市の区役所は、過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、基礎年金番号のほかに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出 されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から58年3月まで

私の両親は、私が20歳になった昭和43年4月に、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を区の集金人に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、加入手続 及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親か ら当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確 であるなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、申立期間当時国外に留学しており、実家には居住していなかったとするなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 10 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年2月までの期間、62年9月及び同年10月 の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から57年2月まで

② 昭和62年9月及び同年10月

申立期間①については、私は昭和54年ごろに、市役所職員だったいとこが両親に国民年金の加入勧奨をしていたのをきっかけに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間②については、厚生年金適用会社を退職後に国民健康保険の加入 手続と一緒に国民年金の手続をし、保険料を納付したはずである。申立期間 が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の 納付場所及び保険料額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間 の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳を現在所持しているが、これ以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立人が当時居住していた市、区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

私の母は、昭和43年に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の私の 国民年金保険料を母の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずで ある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申 立期間当時の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親 から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確で あるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事 情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年3月ごろは、第1回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、母親から保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶は無く、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私の母は、私が20歳になったとき、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、母親は、国民年金の加入手続の時期及 び場所に関する記憶が無い上、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶 も無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ せる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 11 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、母親は、申立人の婚姻時に申立人に渡したのは当該年金手帳で、これ以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和36年4月に国民年金制度が始まったころ、勤務先の社長の奥様が行ってくれたはずであり、以後、私の給料から国民年金保険料が天引きされて、社長の奥様が私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の勤務先の社長の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする社長の妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されており、保険料を一緒に納付していたとする社長の妻、社長及び社長の姪も申立期間の保険料が未納であるなど、社長の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月時点では、 申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記 号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年3月まで 私は、国民年金保険料を2年、3年もの長期間未納にしたことはないの で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期 間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期 間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年9月まで

私は、結婚後すぐに国民年金に加入し、引越しの都度手続して国民年金保険料を納付してきた。また、昭和53年11月ごろに来た国民年金納付状況のはがきを所持しており、その時に納付するように言われれば、未納となっていた期間の保険料はさかのぼってすべて納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和49年に転居した市で国民年金保険料を納付していたと説明しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該住所変更は記録されておらず、53年に別の区へ転居するまで不在者として管理されていたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳にも申立期間当時居住していた市の住所は記載されていないことから、申立期間当時は集金人の訪問や納付書の送達はされていなかったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する昭和53年10月25日現在の納付状況通知では、申立期間を含む49年10月から53年3月までの保険料は未納となっており、51年10月から53年3月までの保険料は当該通知を受け取った後に過年度納付したと考えられるが、当該通知を受け取った時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間は任意加入期間であるため特例納付することもできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、昭和59年2月に主人が死亡し、59年4月より生活保護を受けていたが、同年11月に辞退した後は国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和59年12月1日に生活保護が廃止された後は、自宅に送付されてきた納付書により保険料を納付していたと説明しているが、オンライン記録によると、生活保護による法定免除の消滅届出及び処理は63年5月に行われていることから、申立期間は、それまでは法定免除期間であり、当該届出時点では時効により納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 5207

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年9月まで

私は、昭和48年3月に厚生年金適用事業所を退職した数か月後に、国民年金の加入手続を行い、定額保険料と付加保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とは大きく異なる上、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は申立期間直後の昭和51年10月に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合にはさかのぼって保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5208

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から8年12月まで

私は、平成4年3月ごろ、在学中の大学で行われた国民年金の説明会で、 市役所又は社会保険事務所の職員に20歳から国民年金加入の義務があると 言われたので、加入手続を行い、口座振替か納付書で半年分や1年分の保険 料をまとめて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であること、また、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないと説明しているが、申立人の国民年金手帳の払出時点からみて申立期間の一部は保険料の過年度納付が必要となる期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から55年5月31日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社に勤務して、運搬業務を行っていたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、同期間は厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社は既に倒産している上、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないことから、申立内容に関する事情を聴取することができない。

さらに、申立期間以前からA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員1名は、申立期間当時、同社では、事務職や営業職の従業員に限り厚生年金保険に加入させていたこと及び運搬業務については個人事業者を請負で使用していたことを供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月11日から25年8月7日まで A商店に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。 同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA商店に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間当時、勤務していたとするA商店は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同商店と類似名称の事業所も見当たらない。また、同商店の所在地を管轄する法務局においても、同商店の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、A商店の事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、 これらの者から申立人の同商店における勤務の状況や厚生年金保険料の控除 等について確認することができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 6 月 15 日まで A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加 入記録が無い。申立期間に海外研修はあったが、同社に在籍していたので、 申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者の供述等から、申立人が申立期間当時に同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間当時における同社での厚生年金保険の加入状況については確認できないとしている。

また、申立期間当時の同社の経理事務担当者は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険に関する加入手続及び保険料の控除について聴取することができない。

さらに、申立人が海外研修に行った際、A社において、申立人は昭和48年6月1日付けで3年間の海外転出を理由として休職扱いとされ、申立人の厚生年金基金の被保険者資格喪失の届出が行われ、さらに、申立人が海外研修を終え、同社に復職した49年6月15日付けで、厚生年金基金の被保険者資格取得の届出が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料 を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月7日から38年2月3日まで

A社(B社に社名変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和38年2月4日とされているが、同社には、35年11月7日から勤務していたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元同僚の供述及び申立人に係る戸籍の附票から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元従業員(当時の事業主の親族等)は、同社が申立期間当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないと供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっている6名の従業員に照会したところ、そのうちの1名(当時の事業主の甥)は、「当時、同社では、従業員が入社後の相当期間は、厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から31年9月1日まで

② 昭和31年12月1日から32年12月1日まで

従姉妹の紹介で昭和30年11月にA社へ入社した。一年後にはレジ主任に 昇格し、同社を退職したのは32年11月末日であるが、社会保険事務所の記録では、31年9月1日から同年12月1日までしか厚生年金保険の記録が無い。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間①及び②を含め、昭和30年11月1日から32年11月末日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないと回答している。

また、申立期間①については、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同日である昭和31年9月1日付けで92人の従業員が厚生年金保険の資格を取得しており、それ以前の被保険者の人数と比べても、著しく多数の従業員が同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人より先に入社し、申立人が仕事の指導を受けたと記憶している先輩も上記被保険者名簿において、申立人と同日の昭和31年9月1日に厚

生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、事業主は、昭和31年9月1日にそれ以前に入社した従業員をまとめて厚生年金保険に加入させたことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人は、昭和32年10月又は11月ごろに入社してきた者に仕事を引き継ぎ、A社を退職したのは、32年11月末日であると申し立てているが、当該同僚の同社における厚生年金保険の資格取得日は31年10月1日であることから判断すると、申立人の同社の退職日は、社会保険事務所の記録どおり31年11月末日であると考えざるを得ない。

また、上記被保険者名簿において申立期間②において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の申立期間②における勤務の実態について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年10月1日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、 昭和25年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保 険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及び申立人の具体的な申立内容から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚によると、A社では入社後に一定期間の試用期間があったと供述している。そこで、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿を見ると、当該同僚が入社したとする日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した日までに9か月程度の空白期間があることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から申立期間当時にA社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、当該複数の従業員についても、それぞれの入社日より3か月から半年程度経過後、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から44年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間の一部の期間である昭和42年8月16日から同年12月20日までの間、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿に記録がある同僚に照会したところ、複数の者が同社には一定期間の試用期間があったと供述している。また、当該同僚が勤務を開始したと供述する日と当該被保険者名簿に記録されている厚生年金保険加入日には、短い者で2か月、長い者で1年を超える相違があることが確認できることから、同社においては入社から相当期間経過後、従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

次に、申立期間のうち、昭和42年12月21日から44年9月1日までの期間 については、社会保険事務所の記録においてA社は42年12月21日に厚生年 金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 昭和42年12月に厚生年金保険の資格を喪失した者に照会したところ、複数の 者から同社は42年12月ごろに倒産したとの回答があった。

さらに、申立人は、昭和42年12月以降は、A社は従業員3、4人程度に事業規模を縮小して事業を継続していたとしているが、当該期間に同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、また、共に勤務したとする同僚についても所在が不明であることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年9月12日から2年4月1日まで

②平成4年12月20日から5年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれ申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社における雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が平成元年9月12日から2年4月1日までの期間も継続して同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社から事務委託を受けている社会保険労務士は、「A社の当時の代表者から、申立人が厚生年金保険に加入しないことを希望しているので、申立人の被保険者資格を喪失するように要請された。そのため、申立人の被保険者資格喪失の手続を行い、資格喪失後の期間については、国民年金に加入するように勧めた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、上記社会保険労務士が保存しているA社に係る厚生年金保険被保険 者台帳には、申立人は、平成元年8月1日に被保険者資格を取得し、同年9 月12日に資格を喪失後、2年4月1日に再度資格を取得した旨記載されて おり、社会保険事務所の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、B社における雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が平成4年12月20日から5年4月1日までの期間においても同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社は、平成5年4月1日に 厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、適用事業 所でないことが確認できる。

また、申立期間②当時、B社で社会保険事務及び給与計算を担当していたとする者は、「申立期間においては、B社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

一方、申立人は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社の社長が別に経営していたC社で社会保険に加入していた。」と供述しているところ、C社に係る社会保険事務所の記録により、申立人が、平成2年12月1日から4年12月20日まで、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、C社が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても平成4年12月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年ごろから39年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろから39年ごろ、A社の寮に住みながら、同社に勤務していたと申し立てているところ、その寮の様子に関する具体的な供述内容は、同社の他の従業員の供述内容とおおむね一致していることから、申立人は、期間は明らかではないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既にその事業を廃止しており、申立期間当時の同社の代表者は死亡しているため、同社及び当該代表者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、A社における当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる9人の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。さらに、そのうち、申立人と同じ業務に従事していたとする3人の従業員が、A社では入社後に見習期間を設け、その間は社会保険に加入させていなかった旨供述している。そこで、これらの従業員がA社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から厚生年金保

険の資格取得日までの期間が短い者で1か月程度、長い者では1年程度あることが確認できる。このことから、申立期間当時、A社では、入社してから相当期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月25日から30年10月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、Aに 勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 Aには、申立期間を含め、継続して勤務し給与の支給も受けていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の従業員の供述及びAが昭和29年9月及び30年9月に発行した機関誌の記載から、申立人が申立期間においてAに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、昭和28年8月24日付けで、Aに対して退職願を提出しており、Aに残る雇用台帳には、申立人について、同年8月31日付けで「願により練習員の職を解く」との記載が残っていることが確認できる。

また、Aの機関誌の記載及び当時の従業員の供述から、申立人は昭和29年9月前後に「B」となったと考えられるところ、昭和40年代にBとなった他の従業員に係るAの部内決裁書類の写しには、「Bは、雇用関係にあるものではなく、同人が将来、Cとなるための研究に便宜を供与するもので、たとえば、研究所などにおける大学の実習生などに類するものとする」と明記されていることから、Aにおいては、Bを、Aとの雇用関係にない厚生年金保険の適用除外者として扱っていたことがうかがえ、Aは、申立人について、申立期間においていったん取得させた厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたと推認で

きる。

さらに、申立人同様、昭和29年9月号のAの機関誌で初めてDとして掲載された二人の同僚は、申立人と同時期にDとなったと考えられるところ、当該二人の同僚が、Aに係る厚生年金保険の被保険者資格を取得するのは、当該二人の同僚が本格的に活躍を始めたと考えられる30年10月1日であり、それより前の期間においては、Aにおける厚生年金保険の加入記録は無い。

これらのことから、申立人は申立期間において契約内容の変更に伴い、Aに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、本格的にCとして登用された時期に、再度、Aに係る被保険者資格を取得したものと推認される。

なお、申立人は申立期間において、Aより給与を支給されていたと主張しているところ、昭和40年代にBとなった他の者に係る契約書には、「Aは、当該者に研究費として月額40,000円を支払う」旨明記されており、Aにおいて、雇用関係がなくても一定額の月例の手当を支給していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年ごろから48年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務 した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和44年ごろ から48年ごろまで勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者、役員及び複数の同僚の供述から、期間は明らかでないが、 申立期間当時、申立人が同社で臨時工として勤務していたことは推認できる。

しかし、上記代表者及び役員は、「A社では、申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、臨時工は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人については、臨時工として採用したので、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、上記複数の同僚のうちの一人は、「自分も臨時工として採用され、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、当該同僚のA社における厚生年金保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から47年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月1日から47年12月31日までA社で海外視察旅行の通訳及び企画の業務に従事していたと申し立てている。

しかし、A社の当時の役員及び複数の従業員は、申立人は海外での仕事の都度来てもらっていた契約社員であり、正社員ではなかった旨供述しており、また、当該役員は、「社員でない外部の方の給与から厚生年金保険料を控除するはずがない。」と供述している。

また、申立人が記憶している当時の同僚の一人で、A社で申立人と同様の業務に従事していたとする者についても、社会保険事務所において、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和44年12月27日から平成20年4月2日までの期間において、国民健康保険の加入記録がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から35年5月まで

② 昭和44年8月から45年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員の供述により、期間は不明であるが、 申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立期間①に係る申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間①当時の経理担当者は、申立人のことを記憶しておらず、A 社における厚生年金保険の取扱いや保険料の控除について、記憶が無いと供述 している。

さらに、申立人が氏名を記憶していた同僚のうち、連絡が取れた同僚二人に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、当該同僚は、申立人のことを記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生

年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人を記憶している者はいたものの、申立人の同社における勤務期間まで記憶している者はおらず、同社における厚生年金保険の取扱いや保険料の控除について、いずれも記憶が無いとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、B社の従業員の供述により、期間は不明であるが、 申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、既に解散しており、当時の事業主の連絡先が不明のため、 申立期間②に係る申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について 確認することができない。

また、申立期間②当時のB社の経理担当者は、「申立人は、公共職業安定所の紹介等により採用していた通常の社員と異なり、社長が採用を決めていたので、正規の社員ではなかったかもしれない。」「通常の社員は、給与から厚生年金保険料を控除していたが、申立人の場合は、社長が申立人に給与を渡していたため、厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶していた3人の同僚のうち、連絡が取れた同僚 二人に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したとこ ろ、当該同僚は申立人のことを記憶していないため、これらの者から申立人の 勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。そこ で、社会保険事務所のB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に 厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の厚生 年金保険料の控除等について照会したところ、二人の従業員が申立人のことを 記憶していたが、勤務の期間や厚生年金保険の加入状況については分からない と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚 生年金保険料が控除されたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料 を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月11日から36年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。A社に申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真により、申立人は、申立期間も継続してA社に 勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主及び事務担当者は死亡している ため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の 控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡が取れた一人の同僚に申立人の申立期間に係る勤務の実態等を照会したところ、当該同僚の妻から、供述できる状態ではないとの回答があったため、供述を得ることができなかった。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

一方、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和33年1月11日に被保険者資格を喪失し、その後、36年5月1日に資格を再取得していることが確認できるが、仮にこの資格喪失及び取得の年月日を

社会保険事務所が誤って記録したものとすれば、申立期間が40か月と長期間であり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届は3回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この算定基礎届の処理の際に、33年1月11日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失及び再取得の処理については、事業主の届出に基づいて行われており、社会保険事務所による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

このため、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとすれば、事業主は、毎月の社会保険事務所からの保険料納入告知の額との差により、申立人が被保険者となっていないことに気付いたはずであると考えられる。

さらに、雇用保険の加入記録は、厚生年金保険に再加入した昭和36年5月1日に加入した記録となっていること、及び申立人と同様に一時期一年を超えて当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が確認できる。

このほか、申立人の、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月から36年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和36年6月からは住み込みで当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所は、申立期間当時、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。このため、A社B事業所等の販売店を統括するC会(現在は、D社)に、申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所となっていない販売店の従業員に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、同社は、販売店の事業主の申請に基づいて、同社において厚生年金保険の加入手続をしていたと回答している。

また、D社は、各販売店の従業員の厚生年金保険の加入状況を記録した年金 台帳を保管しており、当該年金台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取 得日は、昭和36年8月1日となっており、社会保険事務所のC会の厚生年金 保険被保険者名簿の記録と一致している上、D社は、これらの記録から、申立 期間について、申立人を同社において厚生年金保険に加入させていたとは考え られないと回答している。

さらに、申立期間当時のA社B事業所の事業主は、既に死亡しているが、当 該事業主の親族であり、当時の当該事業所に勤務していた従業員は、「昭和 36 年4月ごろに当該事業所の事業主が自分の叔父に変わったが、それ以前の事業主は、厚生年金保険の加入申請を行っておらず、叔父が事業主となってから社会保険に加入することになり、同年8月に厚生年金保険の加入申請を行った」と供述している上、社会保険事務所のC会の厚生年金保険被保険者名簿から、当該従業員及び申立人が記憶していた同僚についても、36 年8月1日から当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡が取れた一人の同僚に申立 人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会した が、申立人のことを記憶していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで

② 昭和63年11月26日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、事業所名及び事業所所在地は思い出せないが、厚生年金保険被保険者として勤務していた申立期間①及び、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、その当時のものと思われる給与明細書では、厚生年金保険料が控除されており、申立期間②については、昭和63年11月末日まで勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった給与明細書には、給与の支給年が記載されておらず、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所における厚生年金保険の記録から、申立人が昭和 58年4月から 63年6月まで季節労働者としてB社C事業部に勤務していた期間の標準報酬月額から算出した保険料控除額と一致していることから、当該給与明細書は、申立人が申立期間①当時に厚生年金保険被保険者として勤務していたと主張する事業所の給与明細書とは認められない。

また、申立人は、申立期間①当時に勤務していた事業所の事業主及び同僚の 氏名を記憶していないため、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金 保険の加入状況について確認することができない。 一方、申立人は、申立期間①当時は、B社C事業部に勤務していたかもしれないと主張しているが、申立期間①に係る雇用保険の加入記録は無く、社会保険事務所の当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録も見当たらない。

さらに、B社は、同社が保管していた社会保険台帳によると、昭和58年4月5日以降については、申立人が同社で勤務していたことを確認できるが、申立期間①当時に同社で勤務していたことを確認することはできないと回答しており、当該台帳に記載されている申立人の在職期間は、雇用保険の加入記録及び社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致している。

申立期間②については、申立人から提出されたA社の給与明細書から、申立 人は、昭和63年9月から同年11月までの3か月分の厚生年金保険料を給与か ら控除されていたことが認められる。

しかし、A社の事業主及び同社の顧問税理士は、申立人の離職日は昭和 63 年 11 月 25 日であり、同年 11 月分の給与明細書から確認できる保険料の控除については、本来控除できないものを誤って控除してしまったものであると供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における離職日は、昭和63年11月25日となっており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致していることから、申立人は、同年11月末日まではA社に勤務していなかったものと認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和63年11月26日であり、申立人の主張する同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年10月12日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和42年4月からA社に入社しており、福利厚生がしっかりしていた会社だと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、 申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、「当時の同社では、入社後すぐに辞めてしまう従業員が多かったため、入社してから半年間くらい様子を見てから厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司の氏名を記憶していることから、当該上司に対し、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の加入状況について照会したところ、申立人のことを記憶していない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時及び申立期間前後に厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の入社時期や厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

一方、そのほかの複数の従業員は、「厚生年金保険の取得日の記録が入社した日より、3か月から6か月後になっている。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から15年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた賃金額より低額であることが分かった。平成13年6月から給与の支払方法が変わり、毎月の給与の支給額を低くするかわりに、賞与の比重を高める制度を導入したが、実際には、毎月50万円程度の給与が振り込まれており、年金に影響は無いと聞いていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間前である平成12年4月から13年5月までは59万円となっているところ、同年6月に被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定が行われており、同年6月から同年10月までは30万円、同年11月から15年2月までは26万円となっている。

しかし、申立人から提出された申立人名義の預金通帳の写し及びB銀行から 提出のあった申立人に係る預金口座取引明細表により、申立期間のほぼすべて の期間において、申立人は、A社から社会保険庁に記録されている標準報酬月 額よりも高額の給与が支給されていたことが確認できる。

このことについて、A社の事業主及び経理担当者は、「申立期間当時は、会 社の方針で給与の支給形態を定額給与方式から成果配分方式(毎月の給与額は 減額となるが、従業員の能力や労務の提供に応じて賞与が増える仕組み)へと 切り替えた時期であり、毎月の給与自体は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額程度の金額となり、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていた」と供述している。そして、実際に支給されていた給与額が社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高額であることについては、当該経理担当者は、「毎月の給与が減額になると社員とその家族の生活に支障を与えるおそれがあるため、成果配分賞与を一定の範囲内で取り崩し、前払いという形で毎月の給与に上乗せしていた」と供述している。

また、C市が保管していた申立人に係る平成14年度所得照会回答書及び平成15年度所得照会回答書に記載されていた社会保険料等の金額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算した健康保険、厚生年金保険料額に雇用保険料の額を加算した金額とほぼ等しくなることから、14年及び15年において、事業主は、申立人の給与から社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことと推認される。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた従業員のうち、申立人と同世代の従業員4人の標準報酬月額を確認したところ、成果配分方式が導入された平成13年6月1日から標準報酬月額が引き下げられており、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から41年1月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A 駐留軍に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同駐留軍に勤 務していた同僚には、厚生年金の加入期間があるので、申立期間を厚生年金 保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A駐留軍で将校の家事使用人として従事し、将校から直接給与 を渡されていた」と供述している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和26年7月1日から41年1月までの期間については、26年7月3日付け厚生省保険局長通知によると、B軍要員は、従来、政府の直接雇用として厚生年金の被保険者であったが、昭和26年7月1日以降、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用される者は、政府の直接使用人としての身分を喪失し、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人は、厚生年金の強制被保険者とならないこととされている。

また、申立人を記憶している同僚は、昭和25年9月及び26年3月から同年6月までA駐留軍において、家事使用人として従事していた記録が確認できるが、26年7月3日付けの厚生省保険局長通知以後の記録は無い。

さらに申立人は、家事使用人として従事した時期については、「C駐留軍を 退職した後、すぐに勤務したか定かではなく、数か月後だったかもしれない」 と供述している。 加えて、駐留軍関係の資料を保管しているD局においても、申立人の記録が確認できない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月から23年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が所持し、自身が写っているとする写真について、背景の建物は同社であり、着用しているユニホームも同社のものであることを認めていることから、期間までは特定できないが、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る申立期間当時の健康保険労働者年金被保険者名簿には、申立人が記憶している事業主、支配人及び同僚の記録が無いが、同社が昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、再び厚生年金保険の適用事業所となった27年4月1日以降の健康保険厚生年金事業所別被保険者名簿では、これらの者がいずれも同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記両名簿から所在が確認できるA社の複数の従業員に申立人について照会したものの、具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から26年4月1日まで

② 昭和26年4月20日から同年11月20日まで

平成20年6月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和27年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和27年4月14日に支給決定されているが、 当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険 への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえ ない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月1日から同年10月17日まで

② 昭和35年11月1日から39年4月1日まで

社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、脱退手当金が支給されたとする時期には共済年金に加入している上、脱退手当金をもらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年6月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から32年2月1日まで

② 昭和32年4月1日から同年10月1日まで

③ 昭和34年1月10日から37年1月11日まで

平成9年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間当時は脱退手当金の制度のみならず、年金制度そのものをよく知らず、脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から32年5月3日まで

② 昭和33年2月1日から39年6月23日まで

5年ほど前に、友人から昔勤務していた期間も年金の対象となると言われたため、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を 取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年8月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から44年4月1日まで

平成20年12月8日に、社会保険事務所から、申立期間について脱退手当金が支給されており年金額に算入されないとの回答を受けた。

しかし、退職後、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚え もないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年4月1日の前後2年以内に資格喪失した3名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしている上、そのうち1名は、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が異なるにもかかわらず、脱退手当金の支給決定日が申立人と同日になっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月16日から27年11月1日まで

② 昭和31年1月1日から32年6月15日まで

③ 昭和32年6月21日から同年10月1日まで

平成20年5月22日付けで、社会保険事務所から、申立期間について、脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

申立期間の後に勤めた期間の脱退手当金は受給したが、申立期間の脱退手 当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無い上、最初に勤務した事 業所について、一部の期間のみ脱退手当金を受け取っているということは考 えられないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、一部の被保険者期間については、その基礎とされておらず、未請求となっており、その理由は判然としない一方、申立人に対しては、申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものと考えられるほか、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同

一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給月数、支給額及び支給年月日が記載されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年6月1日から同年9月1日まで

②平成8年1月21日から同年7月1日まで

③平成11年12月1日から12年2月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、再入社期間のうちの申立期間②及びB社に勤務していたうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの申立期間中に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①についてA社の当時の事業主、常務及び同僚の供述から、申立 人が申立期間において同社に勤務していることが推認できる。

しかし、A社の事業主及び常務は、従業員の厚生年金保険の取扱いについて、入社後3か月から6か月くらいは試用期間があり、その間は、厚生年金保険には加入させず、給与から厚生年金保険料も控除していないと供述している。

一方、申立人は、申立期間①について、当時は手取り給与しか興味が無く、 給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明としながらも、当時 の常務から、試用期間のため厚生年金保険に加入させないと言われたことを 記憶している。

また、申立人の雇用保険の加入期間は、厚生年金保険の被保険者期間と一

致しており、さらに、申立人が同時期に入社したとする同僚は、申立人と同様に入社後3か月間は試用期間があったとして同期間は厚生年金保険に加入しておらず、かつ、当該同僚が提出した給与明細書からも、試用期間とされた期間について、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、平成7年9月末日にA社を退職し、8年 1月21日に同社に再入社したが、厚生年金保険の加入は同年7月1日となっており、当時の常務から、厚生年金保険未加入の8年1月21日から同年 7月1日までの期間について試用期間と言われていたことを記憶している。

しかし、前述の常務は、申立人が再入社した時期を特定できないとし、再 入社の場合は、退職理由などにより、試用期間を設けないこともあるが、申 立人の場合、どのように対応したか覚えていないと供述している。

また、申立人の雇用保険の加入期間は、厚生年金保険の被保険者期間と一致しており、さらに、申立人と同様に同社に対し再入社した従業員に照会したところ、同従業員は、自分の場合、再入社の時期と厚生年金保険の資格取得日に3か月くらいのズレがあったと供述している。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していることが確認できる。

しかし、事業主は、当時、従業員の厚生年金保険の取扱いについて試用期間を設けており、その間は、厚生年金保険に加入させず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったと供述している。

一方、申立人は、申立期間③について、当時は手取り給与しか興味がなく 給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明としながらも、当時 の本部長から入社後6か月は試用期間のため厚生年金保険に加入させない と言われていたことを記憶している。

また、申立期間当時、B社に勤務していることが確認できる複数の同僚について照会したところ、回答のあった二人のうち一人は、試用期間が3か月くらいあったと供述し、他の一人は、本人の供述する入社日と厚生年金保険の資格取得日との間に10か月程度の差があり、その期間は、試用期間として厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和15年4月から19年10月1日までの期間について、労働者年金保険の被保険者となることができない期間であることから、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、申立期間のうち、昭和20年8月1日から21年9月までの期間及び24年4月から26年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年4月から19年10月1日まで

② 昭和20年8月1日から21年9月まで

③ 昭和24年4月から26年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②のA社B鉄工所(健康保険労働者年金保険被保険者名簿では同社B鉄工所に申立人はおらず、A社C支店に昭和15年10月17日から被保険者記録あり。)における厚生年金保険の加入記録が無く、長女が生まれるまで働いていた自分の記憶から、申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。また、申立期間③は、夫の病気療養に健康保険証が必要だったので、D社に入社して、健康保険と共に厚生年金保険にも加入したはずである。したがって、申立期間①、②及び③について、いずれも厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所のA社C支店に係る健康保険労働 者年金保険被保険者名簿で、申立人は昭和15年10月17日に被保険者資格 を取得し、20年8月1日で資格を喪失していることが確認できるところ、 申立人の厚生年金保険の資格取得日は厚生年金保険法の施行日(昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間は保険料徴収までの施行準備期間) と同日の19年10月1日となっている。

しかし、申立期間①のうち、昭和15年4月から17年6月1日までの期間は、健康保険のみ被保険者となれる期間であり、さらに、17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人は、事務職の女子であることから、労働者年金保険の被保険者となることができない。

2 申立期間②について、申立人は、「終戦後にA社C支店が解散した後、残 務整理を10人程度で行っており、自分は長女が出生した昭和21年*月*日 の3日前まで勤務し、1か月から2か月会社を休んだ後、事業主から辞めて ほしいと言われ退職した。」と供述している。

しかし、A社C支店は、昭和20年8月1日に全喪し、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、商業登記簿においても同社の確認が行えず、同社から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が終戦後、残務整理で一緒に働いていたとする 10 人程度の 従業員のうち、名字のみを記憶していた同僚 3 名について、社会保険事務所 のA社C支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿で同僚を確認し たが、このうち一人は同名簿に記載が無く、残る二人については連絡先が不 明のため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いにつ いて確認ができない。

そこで、社会保険事務所のA社C支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、全喪日と同日に被保険者資格を喪失している者のうち住所が判明した6人に照会したが、全員が申立人を記憶しておらず、一人は会社が疎開することから退社と供述、一人は会社がE軍監督工場であったことから昭和20年8月1日全喪で工場を閉めたので他の航空機製造工場へ転出と供述しており、6人全員が全喪日の8月1日で退社しこの日以降の会社の実態や厚生年金保険の取扱いは不明としている。

さらに、前述の従業員のうち一人は、申立人が勤務先として申し立てているA社の「B鉄工所」の名称について、自分が入社した昭和19年4月以前にあった会社名で、自分が入社した時点では既に会社名が違うとしている。

3 申立期間③について、申立人は、夫の病気療養のため健康保険証が必要で、 義弟の紹介によりD社に入社したと申し立てている。 一方で、健康保険証はなかなかもらえなかったとも供述している。

しかし、D社は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できるほか、商業登記簿においても登記上の記録が見当たらない上、同社の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人は類似名称のF社において昭和26年6月1日から27年7月1日までの厚生年金被保険者期間を確認できたことから、申立人に申立事業所の名称に間違いがないか確認したところ、申立人からは明確な回答は得られなかった。

そこで、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間前後に加入記録がある従業員13人のうち、住所が判明した5人に対してD社について照会をしたところ、一人の従業員から同社はF社の子会社であり、事業主は自分の叔父であるが15年ほど前に亡くなっている上、当時のD社の従業員について、自分も含め親戚を中心とした7人くらいの規模だったとしている。

さらに、前述の従業員は、申立人が勤務していたとするD社に自分もいて、厚生年金保険などは、F社で加入しておりD社の従業員は一括してF社の健康保険及び厚生年金保険に加入していたとし、申立人が申立期間においてD社に在籍していた記憶が無く、さらに、申立期間においてはF社における在籍及び厚生年金保険の加入も記憶に無いとしている。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。また、厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年7月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同営業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社B営業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は保存されておらず、また、同社本社においても、申立期間当時の従業員に係る資料は既に廃棄されていることから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚3名のうち、A社B営業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が無い者1名が確認できることから、同営業所は、当時一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

その上、社会保険事務所のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員2名に照会したところ、2名から回答があり、いずれも申立人のことは記憶が無いとしている。そして、このうち従業員1名は、上記名簿において、昭和28

年5月1日に資格を取得していることが確認できるが、「自分は昭和 27 年 10 月に入社しており、当時のA社B営業所では、入社後 6 か月から 1 年程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させてもらえず、保険料も控除されていなかった。」旨供述している。このため同社では、厚生年金保険に加入させた場合であっても、入社後相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務所のA社B営業所に係る厚生年金保険 被保険者名簿を確認したところ、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事 務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和19年に国に徴用され、AでB軍に所属し、C社に勤務した加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市に所在するC社で勤務していたとしているが、昭和17年6月 1日に施行された労働者年金保険法及びこれを引き継ぎ改正された厚生年金 保険法が適用される区域は「内地」に限定され、Aは「外地」であるため適用 されなかったことから、申立人が勤務していたとするC社については、厚生年 金保険の適用がなかったと判断できる。

また、C社では船員として勤務したとしているが、C社を承継しているD社は、「申立期間当時は、E会がFの船舶すべてを国家管理しており当時の資料を保管しておらず、申立人の記録を確認することはできない。」としている。さらに、Aの船舶については、関東州船員保険令によりF会が管理していたことも考えられるが、G会を承継しているH会は、昭和25年に解散しているため賃金台帳等の関連資料は無く、申立期間に係る船員保険料を給与から控除していたか否かは確認できない。

さらに、申立人が一緒に徴用されたとする同僚の所在は不明であり、当時の 状況を確認することはできない。 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、申 立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 (現在は、B社)に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社及び同社の元従業員の供述から判断すると、申立 人は、申立期間にA社及びB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社及び同社の元従業員は、「A社では、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていなかった従業員が多くいた。」と供述している。また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に係る同名簿に欠番が無いことが確認できる。このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から23年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A省B局C部に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同局には、申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局の記録から、申立人がA省B局C部に昭和20年12月1日から少なくとも22年8月6日(退職年月日は不明としている。)まで勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A省B局C部は申立期間において、厚 生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、D省E局によると、A省にて復員業務に従事していた者の身分は国の 雇員であり、厚生年金保険の適用は受けていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から35年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の経営は父が行い、申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した従業員の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿によれば、Aが法人格を取得したのは昭和30年10月6日であり、A社が法人格を有する前に厚生年金保険の事業所となるためには、A社が任意包括適用事業所となるための申請を社会保険事務所に行う必要があるが、その事実は確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年3月1日であり、事業主が適用事業所となる以前に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、事業所の回答では、当時の事業主が既に死亡しており、当時の従業 員の所在も不明であり、関係書類も無いことから、申立人の申立期間に係る厚 生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる当時の従業員に照会したところ、申立期間当時の給与は手渡しであり給与

明細書等をもらった記憶が無いと供述していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況等について確認したところ、申立期間の標準報酬月額が間違っていることが分かった。原因はA社における被保険者報酬月額算定基礎届の提出誤りなので、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る平成18年9月から19年8月までの標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていた。

しかし、A社は、平成21年2月に当該期間の標準報酬月額を38万円とし、 社会保険事務所に、被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を提出している。そ の際、保険料の納付の時効により、18年9月から19年1月までの期間につい ては、厚生年金保険法第75条の規定により、記録訂正は行われたが、保険給 付には反映されていない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされている

一方、申立人から提出のあった平成18年9月から19年8月までの給与明細書に基づく厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当初の社会保険庁

のオンライン記録と一致する30万円であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年11月1日から55年4月ごろまで

②昭和59年6月21日から同年10月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、同社に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人についてはA社における雇用保険の記録は無いが、同社の当時の複数の従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主も既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、同社では入社後に試用期間を設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している日から上記被保険者名簿における厚生年金保

険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも2か月ないし3か月となっていることが確認できる。さらに、これら従業員のうち一人は、同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①当時、A社には約70人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は30人しかおらず、このことから同社では、申立期間①当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、また、健康保険番号に欠番が無く、訂正等も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人については、A社が加入していたC厚生年金基金における加入記録が無い。

次に、申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間に B社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事業主とは連絡が取れない上、申立人は、申立期間②当時の上司や同僚を記憶していないため供述が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②当時、B社には約20人の従業員が勤務していたと供述しているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は9人しかおらず、このことから同社では、申立期間②当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、また、健康保険番号に欠番が無く、訂正等も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人については、B社が加入していたD厚生年金基金及びE健康保険組合における加入記録は無く、居住していた区の記録において、昭和 57年9月1日から申立期間②を含め、国民健康保険に加入していることが確認で

きる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年3月16日から35年3月1日まで

②昭和37年1月1日から38年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A組合(現在は、B組合)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も同組合に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合と勤務場所が同一であったC組合及び同組合に加盟していた各産業別労働組合に勤務していた複数の従業員の供述並びに申立人から提出のあった申立期間①当時の写真及び申立期間②当時に発行された機関紙の記載内容から判断すると、申立人が申立期間①及び②当時、A組合に勤務していたことは推認することができる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人がA組合に勤務していたと供述している期間のうち、昭和35年3月1日から37年1月1日までの期間及び38年10月1日から40年1月31日までの期間については、申立人は同組合の上部組織であるC組合において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C組合は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の状況を確認できる社会保険事務担当者等も既に死亡している上、申立人は、申立期間①及び②当時、A組合に勤務していた従業

員は自分一人である旨供述していることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、A組合の後継組織であるB組合では、申立期間①及び②当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

さらに、申立期間①については、当時、C組合に勤務していた従業員は、同組合では入組後3か月程度の試用期間を設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。また、当該従業員を含む同組合の複数の従業員が入組したと供述している日から社会保険事務所の同組合に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも3か月程度となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に、C組合に加盟していた各産業別労働組合の 従業員として勤務し、C組合において厚生年金保険の被保険者となっているこ とが確認できる者の中には、産業別労働組合に入組したと供述している日から C組合における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間が1年8か月 となっている者が確認できることから、申立期間①当時、産業別労働組合の従 業員の厚生年金保険への加入については、上部組織であるC組合の従業員と必 ずしも同様の取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間②については、当時の勤務場所におけるC組合等の従業員数が十数人程度であった旨申立人が供述していることを踏まえると、当該期間中に社会保険事務所による「調査」(被保険者となるべき従業員を全て加入させているか等を確認)が1回(昭和37年6月)、事業主による被保険者報酬月額算定基礎届に基づく社会保険事務所の定時決定が2回(37年及び38年)行われていることが上記被保険者名簿から確認できるところ、いずれの機会においても申立人の被保険者記録が社会保険事務所に無いことを事業主及び社会保険事務所の双方が気付かなかったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月4日から47年2月15日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A県B組合 (現在は、A県C組合)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無 い旨の回答をもらった。しかし、同組合に勤務していたのは間違いないので、 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県C組合が保管していた申立人の履歴書及び退職願により、申立人が昭和 46 年3月4日から47年2月15日までA県B組合に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A県B組合は、平成 17 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A県C組合は、A県B組合は厚生年金保険に加入する前の期間において、 従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

さらに、申立人が記憶している二人の同僚のうち、所在が判明した一人に照会したものの、回答がなく、申立人の保険料控除について確認することができなかった。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの 控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成7年1月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社 に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の源泉徴収票及び同僚の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間から現在まで厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当時の顧問税理士もその旨を証言している。また、同社で事務の手伝いをしていたとする事業主の娘は、申立人が厚生年金保険に加入していたことは無いと証言しており、複数の同僚も、同社では厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及びB区の国民健康保険加入記録により、申立人は申立期間当時、国民年金に加入し、その保険料を納付するとともに、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶が曖昧で、このほかに、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月1日から58年3月1日まで A社で支配人として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入 記録が無い。当該期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主及び従業員の供述から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の記録は保存しておらず、また、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の保険料控除については確認できないと供述している。

また、A社の申立期間当時の経理部長は、「申立人は、当時、手取額が少なくなるという理由から厚生年金保険の加入を希望しなかった。当時、独身の男性社員の中には、申立人と同様の理由で厚生年金保険に加入しない者が複数名いた。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを確認するための手掛かりは得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: ① 昭和29年4月1日から31年2月16日まで

② 昭和33年10月1日から34年6月15日まで

③ 昭和34年11月1日から35年7月まで

④ 昭和35年8月から36年10月1日まで

A社に昭和29年4月1日から34年6月14日まで勤務し、その後、35年8月に同社に再入社して36年9月30日まで勤務していた。また、B社には34年6月15日から35年7月まで勤務していた。しかし、申立期間について、それぞれ厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚等の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付等については、当時の書類を保存しておらず不明と回答している。

また、同僚等5名は、入社後相当期間 (最短5か月、最長12か月)経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。また、この5名とは別の同僚1名(申立人と同じ仕事をしていた者)は、入社後、退社までの約2年間につき、厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、上記の同僚等5名のうち2名は、A社では、入社当初に見習い期間があったと供述している。

申立期間②について、申立人は、A社に昭和33年10月1日から34年6月14日まで継続して勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚3名からは、申立人の申立期間における勤務を確認できる供述は得られなかった。

また、同社の当時の事務担当者は、申立人を記憶していないと供述している。 申立期間③について、B社の同僚2名の供述から、申立人が同社に勤務して いたことはうかがわれるが、申立人の勤務期間を特定するまでには至らない。 また、B社の当時の事業主及び事務担当者である事業主の妻は既に死亡して おり、当時の事務員とも連絡が取れないため、申立期間における申立人の厚生 年金保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、A社の同僚の供述から、申立人が同社に再入社し、勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、昭和36年2月ごろにA社に入社し、業務の関係で申立人を知る従業員は、「自分が入社した時には申立人はいなかった。」と供述している。また、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和58年1月1日から59年3月31日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額 が違っていると思われる。申立期間中もそれ以前と勤務状況及び給与額は同 じであったので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する、A社の厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認すると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和59年3月31日に、厚生年金保険の被保険者であった申立人を除く従業員5名について、同年5月4日を受付日として、58年10月にさかのぼって、定時決定の標準報酬月額の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立人については、記録が訂正されている事実は確認できない。

したがって、申立人の昭和58年1月からの標準報酬月額15万円の記録については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に訂正されたものではなく、昭和58年1月に、事業所から標準報酬月額変更の届出があったことに基づき、社会保険事務所が記録したものであると認められる。

また、昭和58年10月の算定基礎届も同額の15万円で提出されていることが厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、同届出の際、同年1月の標準報酬月額を事業主である申立人が認識していたものと考えられる。

さらに、申立期間において、申立人の給与から、申立ての標準報酬月額に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等や周辺事情等は

無く、申立人に係る区民税の課税資料の保管の有無を区役所に確認するものの、資料の保管期限が経過していたことから保管がなく確認ができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から4年4月30日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が、平成4年5月8日に3年3月から4年3月までの標準報酬月額が53万円から8万円に登り入して減額訂正処理されている上、同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年4月30日付け)で申立人の厚生年金保険の被保険者資格が喪失されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、A社の厚生年金被保険者であった2名のうち、申立人以外の1名の従業員は、同社において社会保険事務手続を行っていたのは代表取締役である申立人であった旨を回答しており、申立期間当時、給与の遅配、分割支給などもあり、半年間くらいの間は、1か月分の給与が2回から3回にわたって支給されていたと回答している。

さらに、申立期間当時に、A社においては、上記従業員以外の事業所関係者はおらず、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において

標準報酬月額の改定処理が行われたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人が、同社の申立期間に係る標準報酬月額の減額に係る遡及訂正の届出処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月20日から51年3月まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 10 月 20 日から 51 年 3 月までA社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、A社の当時の代表取締役、役員に照会したが回答が無く、同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できた全従業員 10 名のうち 4 名は死亡しており、6 名は住所不明で連絡することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態や保険料控除を確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚3名のうち、2名はA社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無く、1名は同被保険者名簿に記載されているが死亡していることから、その供述も得ることができなかった。

さらに、A社では、申立期間において4回の算定基礎届提出の機会があった ところ、これらのすべてにおいて、同社が申立人に係る厚生年金保険の被保険 者資格に係る取得の届出を行うことに気が付かなかったとは考え難い。

加えて、申立人はA社の近隣に親会社があったとしていることから、親会社の厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名の記載は無かった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月29日から36年3月1日まで厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和34年6月1日から41年4月29日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社が加盟していたB組合における表彰状の記載内容により、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録から、A社は、昭和 46 年 2 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、当時の事業主は死亡していること、及び役員等の連絡先が不明であること等から、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名については、1名は死亡しており、連絡の取れた1名は、「自分は昭和34年4月に申立人より先に入社した。申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から申立期

間を含めて厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名は「申立人のことは記憶にあるものの、申立期間については自分が入社する前なので、申立人の勤務期間や職務内容及び雇用形態の変更については分からない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和35年2月29日に被保険者資格を喪失し、その後36年3月1日に資格を再取得していることが確認できるところ、申立人に係る標準報酬月額については、被保険者資格の喪失時には1万2,000円であったものが、被保険者資格の再取得時には3万円と大幅に増額されていることから申立人の申立期間における勤務の形態等が変化していることが推認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月19日から6年5月1日まで

② 平成6年5月1日から10年9月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社に勤務していた平成5年7月19日から6年5月1日までの申立期間①及びB社に勤務していた6年5月1日から10年9月10日までの申立期間②の標準報酬月額が、実際の給料と大きく異なっていた。当時の市民税・県民特別税徴収税通知書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、申立人から提出された平成6年度から10年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている平成5年7月から9年12月までの期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①及び②のうち、平成10年1月から同年8月までの期間については、C厚生年金基金の標準報酬月額と社会保険事務所の標準報酬月額の記録が一致していることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金及びD健康保険組合の回答では、「申立期間①及び ②に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。」としてい る。このため、事業主は、申立期間①及び②の申立人の給与において、社会保 険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたも のと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 期間①及び②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A協議会に勤務していた平成15年4月1日から19年6月5日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同協議会に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協議会及び申立人から提出された、平成 15 年 5 月 15 日から同年 7 月 15 日までに支給された給与及び交通費の明細から、申立人は、平成 15 年 4 月 7 日から同協議会に勤務していたことが認められる。

しかし、A協議会の回答では、「保管していた健康保険厚生年金保険被保険 者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人は平成15年7月1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び同年4月分から6月 分までの給与支払明細からは、申立人は申立期間における厚生年金保険料を控 除されていない。」としている。また、同協議会担当者は、「申立期間当時、試 用期間を設けており、その間は、厚生年金保険には加入させておらず、また、 厚生年金保険料も給与から控除していなかった。」と供述している。

また、A協議会に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から申立 期間当時厚生年金保険に加入している複数の従業員へ照会したところ、連絡の 取れた2名のうち1名は、「申立人を記憶しているものの、自分は、平成15 年7月1日に入社したので、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。」とし、ほかの1名は、「申立人のことを記憶しているものの、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の控除等については記憶に無い。また、当時は試用期間があった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間の平成15年4月から同年6月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人に係るA協議会における雇用保険の加入記録は社会保険事務 所における厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における申立人 の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から同年9月20日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社 に勤務していた昭和32年4月1日から44年9月20日までの期間のうち、 申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社には勤務してい たので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録から、同社は、平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていること、申立期間当時の事業主は死亡していること、及び役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社が昭和42年6月1日から加盟していたB厚生年金基金から提出されたB厚生年金基金資格証明書において、申立人は、同年6月1日に加入員資格を取得し、44年8月1日に加入員資格を喪失したと記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している上司及び 同僚等3名のうち、連絡の取れた1名は、「申立人のことを記憶しているもの の、自分は昭和42年1月に同社を退職しているので、申立期間勤務していた かどうかについては分からない。」と供述している。

加えて、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録から、昭和38年4

月21日に被保険者となり、44年7月20日に離職していることが確認でき、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月11日から同年12月9日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和47年4月1日から勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は海外研修派遣期間で、当該期間における厚生年金保険料や雇用保険料は徴収されていないものの、会社が申立期間当時の手続誤りや事業主負担の支払を認めているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書から、申立人は、申立期間当時、同社に在籍し、海外赴任研修 に派遣されていたと推認することができる。

しかし、A社の回答では、「保管していた健康保険と厚生年金保険の記録カードにより、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和50年1月11日に喪失し、同年12月10日に再取得していることが確認できるが、申立期間当時における従業員の厚生年金保険の加入状況に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。しかし、事務処理上、厚生年金保険資格喪失後の保険料控除はしていないと推測される。」としている。

また、申立人に係る雇用保険の記録では、申立期間は未加入であることが確認できるところ、当該事業所が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

において、海外赴任研修終了後の当該事業所における復職命令と同時に雇用保 険を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月16日から同年7月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、平成18年5 月16日から勤務していたので、申立期間も被保険者であったことを認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び賃金台帳等により、申立人は、申立期間に同社に勤務 していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成18年5月分から同年8月分までの「給与賞与明細書」及びA社から提出された賃金台帳では、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていない。

また、A社は、申立期間当時、2か月間の試用期間を設けており、この期間は従業員を厚生年金保険には加入させず、給与から保険料を控除していないと回答している。

さらに、社会保険事務所の記録等から、申立人と同時期にA社に入社し、B地域勤務であったことが確認できる従業員1名は、同社には2か月間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険料を控除されなかったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月19日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成3年2月から7年7月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社にパートタイマーとして勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の記録並びに同社から提出されたパートタイマーの雇入台帳及びパートタイマーの退職連絡簿から、申立人が、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、当時、パートタイマーについては、採用後2か月程度の試用期間を設け、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと供述しており、申立人及び複数の同僚は、雇入日からおおむね2か月後に厚生年金保険被保険に加入していることが社会保険庁のオンライン記録、パートタイマーの雇入台帳及びパートタイマーの退職連絡簿から確認できる。

このほか、申立人は、申立期間中に国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和26年7月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所が管理する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年10月1日であることが確認でき、同事業所は、申立期間について適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間当時のA事業所の同僚を覚えていないと供述していることから、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和27年10月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる複数の同僚に対して照会したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年2月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、部長であったが厚生年金保険関係事務には関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月21日より後の同年11月5日付けで申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が44万円から13万4,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の同僚は、申立期間当時、申立人が同社において経理を 担当していたと供述している上、申立人は、その当時、事業主が所在不明とな り、代わりに同社の代表者印を預かり、社会保険事務所から提示のあった同社 の滞納保険料に関する書類に押印した旨供述していることから、申立人は、同 社における厚生年金保険関係事務に関与し、申立期間に係る標準報酬月額の減 額に同意していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理担当として厚生年金保険関係事務に関与していたにもかかわらず、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬 月額に係る記録の訂正を認めることはできない。また、申立期間②については、 申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月1日から10年9月15日まで

② 平成10年9月15日から12年3月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間①については、当該期間の標準報酬月額 が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違して いることが判明し、申立期間②については、平成12年3月ごろに不渡手形 を出すまで事業を継続していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資 格が喪失していることが判明した。

申立期間①については、代表取締役として厚生年金保険関係の事務手続に 関与していた記憶が無いので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正 し、申立期間②については、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月15日より後の同年9月17日付けで申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録が30万円から9万2,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人はA社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被

保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

一方、申立人は、その当時、厚生年金保険料の滞納があったかどうか覚えておらず、標準報酬月額の訂正に係る届出を社会保険事務所に届け出た記憶が無いと供述しているが、申立期間①に係る滞納処分票において、A社の社長が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認できることから、申立人は、同社における厚生年金保険関係事務に関与していたものと認められ、当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、A社が適用事業所に該当しなくなった平成10年9月15日以降の期間であり、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間について、代表取締役である申立人が自身の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

なお、申立期間の従業員は、申立人の娘だけであり、申立人から娘への事情聴取について同意を得られないことから、現在までに判明している資料等から判断せざるを得ない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人は、A社の代表取締役として厚生年金保険関係事務に関与し、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年ごろから50年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には昭和48年ごろから50年ごろまで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間とは異なるが、申立人は、昭和49年9月25日から51年3月19日までA病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A病院の担当者は、申立人の人事台帳等在籍を確認できる資料を保存していないが、昭和34年から現在まで同病院が保管している厚生年金保険資格の得喪届に申立人の記録が無いとしている上、申立人が記憶していた同僚二人についても同病院の在籍や厚生年金保険資格の得喪届を確認できないと供述している。

また、A病院の担当者は、「現在もパート従業員の一部は、雇用保険には加入するが、厚生年金保険には加入しない場合があり、申立人も当時そのような勤務形態ではなかったのか」と供述している。

なお、社会保険事務所が管理する申立期間前後に係るA病院の厚生年金保険 被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間前後に同病院の厚生年金保 険資格を取得した記録は確認できず、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。